誌上セミナー第4回　『健　康　診　断（健　康　管　理）』

誌上セミナー4回目は、脳・心臓疾患や体調不良などドライバーの健康に起因する事故が増加傾向にあり、運送事業者の責務としてドライバーの健康管理対策が一層重要な課題となっていることから「健康管理」について取り上げます。

社員の健康維持は事業主としての責務であり、「健康管理」は社会的責務です。

＜健康診断の種類＞

・運転者に義務付けられている健康診断は、次の3種類です。

〇雇入れ時の健康診断　　：常時使用する労働者として雇入れ時に実施

〇定期健康診断（雇用後）　：常時使用する労働者に対して原則1年以内毎に1回実施

〇特定業務従事者の健康診断：深夜業に常時従事する者（※）へ6か月以内毎に1回実施（年2回）

※深夜業に常時従事する者とは、午後10時から午前5時までの間に業務に従事する運転者であって、常時使用され自発的健康診断を受けた日前6か月を平均し1月当たり4回以上業務に従事した運転者。

＜健康診断等を実施し、運転者の健康状態を把握しましょう＞

①自覚症状のないような疾病の把握

②一定の病気等による外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握

③主要疾病（特に「SAS」）に関するスクリーニング検査による早期発見

④その他の疾病等の把握

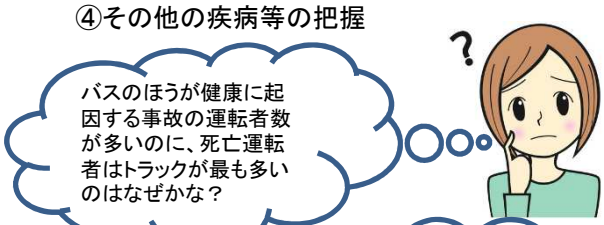

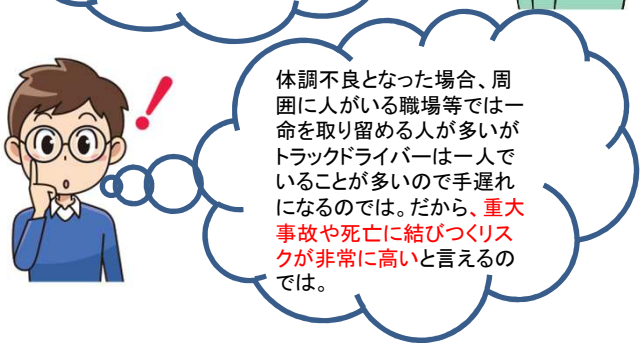

〇健康起因事故の病名別運転者数

（自動車運送事業用自動車事故統計年報（平成25年）を基に編集）

病名＼事業の種類	病名別運転者数（人）				病名別死亡運転者数（人）			
	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計
くも膜下出血	4	2	2	8	3	1	1	5
脳出血	6	4	6	16	3	0	1	4
脳梗塞	0	0	6	6	0	0	0	0
心筋梗塞	5	0	6	11	3	0	2	5
狭心症	0	2	1	3	0	0	0	0
心不全	2	1	0	3	4	1	3	8
心疾患（その他）	5	2	4	11	2	1	0	3
消化器疾患	1	5	1	7	1	0	0	1
その他	16	41	13	70	5	2	2	9
合　計	39	57	39	135	21	5	9	35

（全ト協：トラック事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」より）

〇過去の事業用自動車（トラック）運転者の健康起因事故抜粋（国土交通省自動車交通局「事業用自動車通信」より）

鹿児島県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、対向車線を越えて3メートル下の畑に転落した。この事故により運転者が死亡した。 現場は、片側1車線の直線道路で事故当時、路面に凍結や積雪はなし。

運転手は、運転中に何らかの原因により**意識を喪失した**模様。

東京都において、神奈川県に営業所を置くトラックが走行中、駅前の店舗に衝突した。この事故により、運転手が死亡した。

事故当時、当該トラックの助手席にいた男性が「三叉路を右折しないのでおかしいと思って当該運転手を見たら、**意識を失っていた**」と話していることから健康上の疑いがあるとみて調べている模様。

＜乗務前における判断・対処＞

・乗務前点呼では、安全に乗務できる健康状態かを確認

{確認事項（該当する場合は症状の程度等を勘案し乗務中止を命じる}

◎熱はないか　◎疲れを感じていないか　◎気分が悪くないか　◎眠気を感じていないか

◎腹痛、吐き気、下痢がないか　◎運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか

◎怪我などの痛みを我慢していないか

※即乗務中止は、脳・心臓疾患の前兆症状

{乗務できないと判断した場合の対処}

◎日頃より代替運転手を手配しておく

＜乗務中における判断・対処＞

①運転者は、身体に異変（自覚症状）を感じた場合、 速やかに駐車場等で休憩を取り運行管理者へ報告すること。

②事業者は、緊急時の対処方法及び連絡体制等についてルールを作成し、常日頃から運転者等に周知徹底しておく。

【根拠条文】

〇過労運転の防止（輸送安全規則第3条第6項）

〇運行管理者の業務（輸送安全規則第20条第1項第4号の2）

〇輸送安全規則の解釈及び運用（第3条過労運転の防止第6項関係）

〇健康診断（労働安全衛生法第66条）

〇雇用時の健康診断（労働安全衛生規則第43条、44条、45条）

＜よくある疑問や悩み＞

◆自社の定期健康診断を受診する月が決まっており、雇用時点で年１回の健康診断が終了していたため、翌年まで待ち他の従業員と一緒に受けさせる。
⇒　まずは雇入れ時の健康診断が必要です。（労働安全衛生規則第43条）
　乗務に就かせる前に、健康診断・事故歴の把握・適性診断（初任診断等）をセットとしてとらえ実施（岐ト協ニュース9月号参照）　または、面接時に持参される必須書類とする事業者もあります。

◆個人情報の問題になるが、管理者が従業員の健診結果を見ることはプライバシーの侵害になるのか。
⇒　労働安全衛生法において、受診の義務とその活用は事業者の責任となります。そのためプライバシーの侵害とはいえず、健診結果が届いたら、必ず内容を確認する必要があります。但し、直属の上司や関係者以外の人に健診結果が漏れないように、取り扱いには十分な注意が必要です。

◆病気が発見されたことにより、ドライバーから外されてしまうのではないか等の理由で受診を拒否するドライバーがいる。また、病気を理由にドライバー職を解かれることを心配し、受診しない人がいる。
⇒　労働安全衛生法（第66条第1項、第5項）では、事業者・労働者の両方に健康診断を義務付けています。そのため、事業者・労働者双方が、健康診断の受診は任意ではないこと、かつ、責務であることを認識し、以下のことを理解しましょう。
①無理をして病気が重篤になると、治療が長引き仕事ができなくなることもある。
②病気が早期発見されることにより、早く治療できる。
③安全運行には、健康チェックが不可欠であり、職業ドライバーとしての責務である。

◆持病があり定期的に通院しているため定期検診は受診しなくてよいのではないか。
⇒　健診の項目（法定検査項目）が全て含まれていて、診断結果を保存できればよいですが、項目が不足する場合にはその項目を追加してもらう必要があります。

◆「要再検査」、「要精密検査」、「要治療」のドライバーへ医療機関に行くよう伝えたが行きたがらない。
⇒　①まずは本人のためということを理解させる
　　②待遇の不安の払拭（給料減らない、解雇もしない）
　事業者の中には、本人に言っても行ってもらえない場合、給料袋の中に家族あてに手紙を同封し、家族を通じ受診させるようにしているところもあります。

健康診断を受けないと、身体も、会社も“痛い目”にあいます。必ず健康診断を受診できるよう配車等の配慮をお願いします。
また、車検の日は乗務がないので、その日に合わせて予約を入れ受診をさせる事業者もあります。

☆労働基準監督署が「健康診断未受診」を指摘した場合、岐阜運輸支局へも通報されます

　事業用自動車運転者の健康確保を徹底するため、労働基準監督署あるいは運輸局等がチェックして、健康診断の実施を遵守していないと判断された場合は、運輸局、労働基準監督署の双方から監査・監督を受けることになる。（相互通報制度の改正：2016年8月8日）

☆意識を失う持病等による運転状態の場合、罰則があります。

◇自動車運転死傷行為処罰法

・危険運転致死傷罪（第2条、第3条）　　・過失運転致死傷罪（第5条）
・発覚免脱罪（第4条）

※過去に、「睡眠時無呼吸症候群（SAS)が影響した可能性は否定できない」とした多重衝突事故（2005年11月）の判例では、意識を失った大きな原因は「極度の過労状態で運転した。」として過失を認定し、運転手に実刑判決（大阪高裁2007.7.12　禁錮2年6月）が下されたとともに、労働基準監督署は、運転者に違法な時間外勤務をさせたとして勤務先を労基法違反の疑いで書類送検した事例があります。　次回は、過労運転について取り上げます。

☺ ・県ト協では、健康診断に対する助成事業を実施しておりますのでご活用ください。
条件、金額等につきましては当協会ホームページ（http://www.gitokyo.or.jp）をご覧ください。

・労働者数50人未満の事業場では、産業医の選任義務がないため、従業員に対する保健指導などの産業保健サービスを提供することが困難な状況が見受けられますので、地域産業保健センターの活用をおすすめします。
〇岐阜産業保健総合支援センター　　http://www.gifus.johas.go.jp/chiiki.html